

令和6年度 介護報酬改定・世田谷区介護保険事業計画等 説明会

介護予防・日常生活支援総合事業

- 指定相当訪問型サービス〈訪問介護サービス〉（A 2）
- 指定生活援助サービス（A 3）
- 指定相当通所型サービス〈通所介護サービス〉（A 6）
- 指定運動器機能向上サービス（A 7）

令和6年3月
世田谷区

1. 法令上の位置付けについて

人員・設備・運営に関する基準(全部改正)

- ・旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護の基準(旧基準)が廃止された平成27年度以降に居宅サービス等に上乘せされた基準について厚生労働大臣が定める基準を別に定められてきたところ、居宅サービス等の基準が緩和された際の対応の観点等から、旧基準と厚生労働大臣が定める基準とを一元化し、居宅サービス等における令和6年度の基準改正との整合性を確保する趣旨から、全部改正となった。
- ・全部改正された厚生労働大臣が定める基準に則り、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス種別をあらためて次のとおり規定するものとする。

サービスコード	令和5年度まで	令和6年度より
A2	総合事業訪問介護サービス	指定相当訪問型サービス
A3	総合事業生活援助サービス	指定生活援助サービス
A6	総合事業通所介護サービス	指定相当通所型サービス
A7	総合事業運動器機能向上サービス	指定運動器機能向上サービス

2. 人員・設備・運営に関する基準について

管理者の責務及び兼務範囲の明確化 ※全サービス共通

提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、**管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。**

2. 人員・設備・運営に関する基準について

身体的拘束等の適正化の推進 ※全サービス共通

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、運営基準に以下の内容を規定する。

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

2. 人員・設備・運営に関する基準について

「書面掲示」規制の見直し ※全サービス共通

事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

令和7年度より義務化されるため、令和6年度中に準備が必要。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(1) 指定相当訪問型サービス(A2)・指定生活援助サービス(A3)

基本となるサービスの単位

算定項目		単位数
指定相当訪問型 サービス費 (1月につき)	1週に1回程度の場合	1,176単位
	1週に2回程度の場合	2,349単位
	1週に2回を超える程度の場合	3,727単位
指定生活援助サービス費(1回につき)※		226単位

※令和5年度までの単位数からの変更はありません。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(1) 指定相当訪問型サービス(A2)・指定生活援助サービス(A3)

指定相当訪問型サービス費に係る加算・減算の種類

加算・減算の種類		区への届出
高齢者虐待防止措置未実施減算 ※スライド9参照。		○
業務継続計画未策定減算 ※スライド10参照。		○
同一建物減算 ※スライド11参照。		○
初回加算		—
生活機能向上連携加算		—
口腔連携強化加算 ※スライド12参照。		○
介護職員処遇改善加算	※令和6年5月まで	○
介護職員等特定処遇改善加算		○
介護職員等ベースアップ等支援加算		○
介護職員等処遇改善加算		○
	※令和6年6月から	

3. 総合事業第一号事業支給費について

(1) 指定相当訪問型サービス(A2)・指定生活援助サービス(A3)

指定生活援助サービス費に係る加算・減算の種類

加算・減算の種類		区への届出
初回加算		—
介護職員処遇改善加算		○
介護職員等特定処遇改善加算	※令和6年5月まで	○
介護職員等ベースアップ等支援加算		○
介護職員等処遇改善加算	※令和6年6月から	○

3. 総合事業第一号事業支給費について

(1) 指定相当訪問型サービス(A2)・指定生活援助サービス(A3)

高齢者虐待防止措置未実施減算(新設) ※指定相当訪問型サービス(A2)のみ

利用者の人権の擁護、虐待防止等をより推進する観点から、以下の措置が講じられていない場合、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。**

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(1) 指定相当訪問型サービス(A2)・指定生活援助サービス(A3)

業務継続計画未策定減算〈新設〉 ※指定相当訪問型サービス(A2)のみ

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、以下の基準に適合していない場合、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。**

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
2. 業務継続計画に従い、必要な措置を講じること

※令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(1) 指定相当訪問型サービス(A2)・指定生活援助サービス(A3)

同一建物減算 ※指定相当訪問型サービス(A2)のみ

同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。

改定前	所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定	①事業所と同一の敷地内建物等に居住する利用者の場合 ②同一の建物に居住する利用者の数が1月あたり20人以上の場合
	所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定	①事業所と同一の敷地内建物等に居住する利用者の場合 ※③に該当する場合を除く。 ②同一の建物に居住する利用者の数が1月あたり20人以上の場合
改定後	所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定	③事業所と同一の敷地内建物等に居住する利用者が1月当たり50人以上の場合
	所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定	④正当な理由なく、事業所において算定月の前6月間に提供した訪問型サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの割合が100分の90以上である場合 ※③を除く。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(1) 指定相当訪問型サービス(A2)・指定生活援助サービス(A3)

口腔連携強化加算〈新設〉 ※指定相当訪問型サービス(A2)のみ

従業者による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、以下の算定要件に適合しているものとして、事業所と歯科専門職の連携の下、従業者が口腔の健康状態及び口腔機能の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及びあんしんすこやかセンター又は担当の介護支援専門員に対し、評価結果の情報提供を行ったときは、1月に1回に限り、次の単位数を加算する。

- **1回につき50単位**

算定要件

- (1)事業所の従業者が、利用者の口腔の健康状態について評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
- (2)次のいずれにも該当しないこと。
 - 他の事業所において、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定している。
 - 利用者の口腔の健康状態の評価の結果、介護予防居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の介護予防居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定介護予防居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導費を算定している。
 - 他の事業所において、口腔連携強化加算を算定している。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(2) 指定相当通所型サービス(A6)・指定運動器機能向上サービス(A7)

基本となるサービスの単位

算定項目		改定前		改定後
指定相当通所型サービス費 (1月につき)	事業対象者・要支援1	1,672単位	➡	1,798単位
	要支援2(週1回程度)	1,672単位	➡	1,798単位
	事業対象者・要支援2(週2回程度)	3,428単位	➡	3,621単位
指定運動器機能向上サービス費(1回につき)※		331単位	➡	356単位

※指定運動器機能向上サービス費は、国が示した指定相当通所介護サービス費の変動率に則って、単位を設定しています。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(2) 指定相当通所型サービス(A6)・指定運動器機能向上サービス(A7)

指定相当通所型サービス費に係る加算・減算の種類

加算・減算の種類	区への届出
定員超過減算	—
職員の人員基準欠如減算	○
高齢者虐待防止措置未実施減算 ※スライド17参照。	○
業務継続計画未策定減算 ※スライド18参照。	○
同一建物減算	—
送迎未実施減算 ※スライド19参照。	—
生活機能向上グループ活動加算	○
若年性認知症利用者受入加算	○
栄養アセスメント加算	○
栄養改善加算	○

次のスライドに続く 

3. 総合事業第一号事業支給費について

(2) 指定相当通所型サービス(A6)・指定運動器機能向上サービス(A7)

通所型サービス費に係る加算・減算の種類

加算・減算の種類		区への届出
口腔機能向上加算		○
一体的サービス提供加算 ※スライド20参照。		○
サービス提供体制強化加算		○
生活機能向上連携加算		○
口腔・栄養スクリーニング加算 ※スライド21・22参照。		—
科学的介護推進体制加算		○
介護職員処遇改善加算		○
介護職員等特定処遇改善加算	※令和6年5月まで	○
介護職員等ベースアップ等支援加算		○
介護職員等処遇改善加算	※令和6年6月から	○

※運動器機能向上加算、事業所評価加算は廃止となります。なお、選択的サービス複数実施加算は、一体的サービス提供加算に改定されます。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(2) 指定相当通所型サービス(A6)・指定運動器機能向上サービス(A7)

指定運動器機能向上サービス費に係る加算・減算の種類

加算・減算の種類		区への届出
定員超過減算		—
職員の人員基準欠如減算		○
科学的介護推進体制加算		○
介護職員処遇改善加算	※令和6年5月まで	○
介護職員等特定処遇改善加算		○
介護職員等ベースアップ等支援加算		○
介護職員等処遇改善加算	※令和6年6月から	○

※運動器機能向上加算、事業所評価加算は廃止となります。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(2) 指定相当通所型サービス(A6)・指定運動器機能向上サービス(A7)

高齢者虐待防止措置未実施減算〈新設〉 ※指定相当通所型サービス(A6)のみ

利用者の人権の擁護、虐待防止等をより推進する観点から、以下の措置が講じられていない場合、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。**

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(2) 指定相当通所型サービス(A6)・指定運動器機能向上サービス(A7)

業務継続計画未策定減算〈新設〉 ※指定相当通所型サービス(A6)のみ

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、以下の基準に適合していない場合、**所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する。**

1. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
2. 業務継続計画に従い、以下に掲げる必要な措置を講じること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」及び「非常災害に関する具体的な計画」を策定している場合には、減算を適用しない。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(2) 指定相当通所型サービス(A6)・指定運動器機能向上サービス(A7)

送迎未実施減算〈新設〉 ※指定相当通所型サービス(A6)のみ

利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、送迎を行わない場合、**片道につき 47単位の減算**する。

ただし、スライド13の算定項目ごとの減算額の上限を次のとおりとする。

〈算定項目ごとの送迎未実施減算上限額〉

- 事業対象者・要支援1 ⇒1月につき376単位
- 要支援2(週1回程度) ⇒1月につき376単位
- 事業対象者・要支援2(週2回程度)⇒1月につき752単位

3. 総合事業第一号事業支給費について

(2) 指定相当通所型サービス(A6)・指定運動器機能向上サービス(A7)

一体的サービス提供加算 ※指定相当通所型サービス(A6)のみ

以下の算定要件に適合しているものとして、事業所が利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合、**1月につき480単位**を加算する。

※栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

算定要件

- 栄養改善加算及び口腔機能向上加算の算定基準に適合するものとして区へ届出を行い、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- 利用者が指定相当通所型サービスの提供を受けた日において、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(2) 指定相当通所型サービス(A6)・指定運動器機能向上サービス(A7)

口腔・栄養スクリーニング加算 ※指定相当通所型サービス(A6)のみ

以下の算定要件に適合している事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

算定要件

(Ⅰ)

イ 次のいずれにも適合すること。

- (1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- (3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- (4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
 - (一) 栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。
 - (二) 当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。
- (5) 口腔連携強化加算を算定していないこと。

次のスライドに続く



3. 総合事業第一号事業支給費について

(2) 指定相当通所型サービス(A6)・指定運動器機能向上サービス(A7)

口腔・栄養スクリーニング加算 ※指定相当通所型サービス(A6)のみ

算定要件

(Ⅱ)

□ 次の(1)(2)のいずれかに適合すること。

(1) 次のいずれにも適合すること。

(一)イ(1)及び(3)に適合すること。 ※スライド21参照。

(二)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。

(三)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(2) 次のいずれにも適合すること。

(一)イ(2)及び(3)に適合すること。 ※スライド21参照。

(二)算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(三)算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは一体的サービス提供加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。

(四)口腔連携強化加算を算定していないこと。

3. 総合事業第一号事業支給費について

(3) 指定生活援助サービス(A3)、指定運動器機能向上サービス(A7)の介護職員等処遇改善加算の単位数について

	I	II	III	IV	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
指定生活援助サービス	55	51	41	33	50	47	45	42	42	37	37	36	32	31	27	27	23	17
※下段は初回加算分	49	45	36	29	44	42	40	37	37	33	33	32	28	28	24	24	20	15
指定運動器機能向上サービス	—	32	28	23	—	—	28	26	—	22	—	25	19	—	19	15	16	12

※指定生活援助サービス及び運動器機能向上サービスでは、所定の単位数からの割合による算定ができないことから、加算の区分に応じた単位数を設定しています。

※指定生活援助サービスにおいては、初回加算算定時に、上段の届出区分に応じた単位数に加えて、下段の単位数を算定可能です。

※指定運動器機能向上サービスにおいては、サービス提供体制強化加算の設定がないことから、一部の加算区分において、単位数を設定していません。